

初診・再診時における 選定療養費改定のお知らせ

当院は、令和5年8月1日に大阪府より紹介受診重点医療機関に選定されたことに伴い、紹介状なしに受診をされた場合にご負担いただく初診・再診時の選定療養費について、**令和5年10月1日より**、以下の通り改定いたします。ご承知のほどお願いいたします。

選定療養費の区分	現行	変更後
初診時 (他の医療機関からの紹介状をお持ちにならず、初診で受診された場合)	3,300	7,700
再診時 (他の医療機関に紹介を行ったにも関わらず、引き続き受診された場合)	-	3,300

(消費税含む)

※紹介受診重点医療機関は診療報酬制度に基づき、一定の金額以上の初診・再診等の選定療養費を徴収することが定められています。